

1 地方法人課税の堅持に関する緊急提案

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

現在、法人実効税率の在り方について、政府の税制調査会のもとに設置された専門委員会等において検討されているところであるが、仮に法人実効税率の引下げ等を行う場合には、地方税の税率引下げは行わず、国税の税率を引下げること。その場合にあっては、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっていること等に鑑み、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることの無いよう地方税財源を確保すること。

また、法人住民税の交付税原資化についても、地方の財政運営に影響を与えることから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。